

**JNB-FX PLUS(店頭外国為替証拠金取引) 約款**

旧	新
<p>第43条 (約款の変更)</p> <p>1. 当社は、本約款を変更する場合、原則として変更内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。お客さまが当該告知後に本取引を行ったときは、変更後の約款を承認したものとみなします。</p> <p>2. 本約款に定めのない事項については、当社の他の規定、規則などすべて当社で定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。</p>	<p>第43条 (本約款の変更)</p> <p>1. 本約款の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。</p> <p>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の約款の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。</p> <p>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。</p>